

付表4. EU ELV指令適用除外用途

物質	No.	材料・構成部品	免除範囲・期限	第4条第2項 (b) (iv) による表示または識別の必要性	記載
合金中の鉛	1 (a)	・ 機械加工用途の鋼鉄および熱間亜鉛めっき鋼中の、合金化元素として重量比0.35%まで含まれる鉛			5.1版
	1 (b)	・ 連続亜鉛めっき鋼中の、合金化元素として重量比0.35%まで含まれる鉛	2016年1月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ		5.1版
	2 (a)	・ 機械加工用のAl材 ≤ 2.0wt%	(2005.7.1までに上市した車両の交換用部品のみ)		5.1版
	2 (b)	1.5wt%以下の鉛を含むアルミニウム	(2008.7.1までに上市した車両の交換用部品のみ)		5.1版
	2 (c)	0.4wt%以下の鉛を含むアルミニウム	(2) (2015年に見直し)		5.1版
	3	4wt%以下の鉛を含む銅合金	(2) (2015年に見直し)		5.1版
	4 (a)	ベアリング・シェル及びブッシュ	2008年7月1日以前に上市された車両のスペアパーツ		5.1版
	4 (b)	エンジンのコンプレッサ用途のベアリング・シェル及びブッシュ	2011年7月1日まで、以降は2011年7月1日以前に上市された車両のスペア部品		5.1版
部品中の鉛及び鉛化合物	5	バッテリー	(2) (2015年に見直し)		5.1版
	6	制振ダンパ	2016年1月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ	X	5.1版
	7 (a)	ブレーキホース、燃料ホース、ベンチレーションホースのエラストマー加硫剤・安定剤、及び シャーシ仕組みとエンジンマウントのエラストマー/メタル	2005年7月1日以前に上市された車のスペアパーツ	X	5.1版
	7 (b)	0.5wt%以下の鉛を含むブレーキホース、燃料ホース、ベンチレーションホースのエラストマー加硫剤・安定剤、及び シャーシ仕組みとエンジンマウントのエラストマー/メタル	2006年7月1日以前に上市された車のスペアパーツ		5.1版
	7 (c)	0.5wt%以下の鉛を含む、パワートレイン用途のエラストマーのための接着	2009年7月1日以前に上市された車のスペアパーツ		5.1版
	8 (a)	電子基板に電気・電子部品を付けるためのはんだ中の鉛、及びアルミ電解コンデンサ以外の部品の端子・ピン・電子基板の表面処理中の鉛	2016年1月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ	X (1)	5.1版
	8 (b)	電子基板上のはんだ以外、又はガラス上のはんだ以外の電気用途のはんだ中の鉛	2011年1月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ	X (1)	5.1版
	8 (c)	アルミ電解コンデンサの端子の表面処理中の鉛	2013年1月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ	X (1)	5.1版
	8 (d)	マスフローセンサーのガラス上のはんだ中の鉛	2015年1月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ	X (1)	5.1版
	8 (e)	高融点のはんだ中の鉛 (合金の鉛含有率 85%以上)	(2) (2014年に見直し)	X (1)	5.1版
8 (f)	コンプライアントピンコネクタシステム中の鉛	(2) (2014年に見直し)	X (1)	5.1版	

付表4. EU ELV指令適用除外用途

物質	No.	材料・構成部品	免除範囲・期限	第4条第2項 (b) (iv) による表示または識別の必要性	記載
部 品 中 の 鉛 及 び 鉛 化 合 物	8 (g)	集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の電気接合用に使用されるはんだ中の鉛	(2) (2014年に見直し)	X (1)	5.1版
	8 (h)	チップサイズの投影面積が少なくとも1cm ² で、シリコンチップ部の公称電流密度が最小で1A/mm ² のパワー半導体アッセンブリ中のヒートシンクにヒートスプレッドを接続するためのはんだに含まれる鉛	(2) (2014年に見直し)	X (1)	5.1版
	8 (i)	あわせガラスのはんだを除くガラス上の電気用途のはんだ中の鉛	2013年1月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ (3) (2012年1月1日以前に見直し)	X (1)	5.1版
	8 (j)	あわせガラスのはんだ中の鉛	(2) (2014年に見直し)	X (1)	5.1版
	9	バルブシート	2003年7月1日以前に開発されたエンジンの型式用のスペア部品		5.1版
	10 (a)	ガラスまたはセラミック中、ガラスまたはセラミック系母材配合物中、ガラス・セラミック材料中またはガラス・セラミック系母材配合物中に鉛を含む電気・電子部品。この除外は、以下の鉛の使用についてはカバーしない。 — バルブのガラスとガラス釉薬で覆ったスパークプラグ中 — 10 b)、10 c) 及び10 d) のもとにリストされている部品の誘電体セラミック材料	2013年1月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ	X (4) (エンジン中のピエゾ端子以外の部材)	5.1版
	10 (b)	集積回路またはディスクリート半導体の部品であるキャパシタのチタン酸ジルコン酸鉛ベースの誘電体セラミック材料中の鉛。			5.1版
	10 (c)	交流125Vまたは直流250V以下の定格電圧のキャパシタの誘電体セラミック材料中の鉛。	2016年1月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ		5.1版
	10 (d)	超音波ソナー中のセンサーの温度関連の誤差を補正するキャパシタの誘電体セラミック材料中の鉛。	(3) (2014年に見直し)		5.1版
	11	燃焼点火装置	2006年7月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ		5.1版
	12	排熱の回収によりCO ₂ 排出を減少させる自動車の制御用熱電素子材中の鉛	2019年7月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ		5.1版
	6 価 ク ロ ム	13 (a)	腐食防止コーティング	2007年7月1日以前に上市された車両のスペアパーツ	
13 (b)		シャーシ用途のボルト・ナット組立部品の腐食防止コーティング	2008年7月1日以前に上市された車両のスペアパーツ		5.1版
14		キャビンガスの吸収式冷蔵の炭素鋼の冷却システムにおいて重量比0.75%未満の防食材として。環境や利用者の健康や安全を損なわない他の冷却システム技術ができるまで (キャビンガス市場で入手で			5.1版

付表4. EU ELV指令適用除外用途

物質	No.	材料・構成部品	免除範囲・期限	第4条第2項 (b) (iv) による表示または識別の必要性	記載
水銀	15 (a)	・ ハットランプ 仕組み用のディスプレイランプ	2006年7月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ		5.1版
	15 (b)	計器盤ディスプレイに使われる蛍光灯	2006年7月1日以前に型式認証された車両、及びこれらの車両のスペアパーツ		5.1版
カドミウム	16	電気自動車のバッテリー	2008年 12月 31日以前に上市された車両のスペア部品		5.1版

(1) 生産ライン上で製造者によって取り付けられたものでない電子機器は考慮に入れないものとする。

(2) この除外は2014年に見直しすること。

(3) この除外は2012年1月1日以前に見直しすること。

(4) 項目8 (a) ~8 (j) に関して、車両当たり60gの平均閾値を越える場合は取り外すこと。

本項の適用については、生産ライン上で製造者によって取り付けられたものでない電子機器は考慮に入れないものとする。

注

・均質材質中に最大で0.1wt%までの鉛、6価クロム、水銀及び0.01wt%までのカドミウムは許容される。

・免除の終了日に市場に既に存在した車両の部品の再使用は、第4条第2項 (a) の対象とはならないので、制限なく認められる。

・2003年7月1日より前に上市された車両のために使用される、2003年7月1日より後に上市されたスペア部品は、第4条第2項 (a) の規定から免除される。 (*)

*本項はホイールのバランスウエイト、電気モーターのカーボンブラシ、ブレーキライニングには適用されない。